

令和6年9月版

板橋区チームオレンジ 活動の手引き

板橋区健康生きがい部
おとしより保健福祉センター
認知症施策推進係



もくじ

はじめに	2
第1章 チームオレンジの概要.....	3
1 「チームオレンジ」とは.....	3
2 板橋区チームオレンジの3つの基本	4
3 チームオレンジのメンバー	5
第2章 チームオレンジの運営.....	6
1 チームオレンジの運営の主体	6
2 チームオレンジの活動場所・拠点	6
3 チームオレンジの活動頻度・時間	6
4 チームオレンジの名称（命名）	6
5 チームリーダーの選出	6
6 その他.....	7
第3章 チームオレンジの登録.....	8
1 登録制度の概要	8
2 登録の対象について	8
3 登録証交付決定までの流れ	9
4 登録内容に変更がある場合	10
5 登録取消について.....	10
各種様式	10

はじめに

（手引き作成の背景）

わが国では、令和7年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されており、認知症は誰でもなる可能性のある身近なものとなっています。

板橋区は「認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会（＝認知症フレンドリー社会）」の実現に向けて取り組んでいます。

チームオレンジは、認知症サポーターが自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族が、自分らしく過ごせるように支援する取り組みとして令和元年に開始されました。

板橋区では、区内のチームオレンジの活動状況を把握し、スムーズな支援を行うため、令和6年度に「チームオレンジ登録制度」を創設しました。チームオレンジとして活動していくために必要な手続きやチームの立ち上げ・運営などについて支援を行っています。

（手引きのねらい）

本手引きは、チームオレンジの立ち上げや、板橋区への登録を希望される方に向けて、板橋区が規定するチームオレンジや登録の手続きについて解説したものです。

「第1章チームオレンジの概要」「第2章 チームオレンジの運営」についてお読みいただいたうえで、板橋区のチームオレンジ登録を希望される場合は「第3章チームオレンジの登録」をお読みください。

第1章 チームオレンジの概要

1 「チームオレンジ」とは

地域の認知症サポーターなどがチームを組み、認知症の人やその家族の困りごとや支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことをいいます。

チームオレンジでは、認知症があってもなくても、同じ地域で共に生きる「共生」をめざして、チームのメンバーの誰もがその個性と能力を十分に発揮し、尊重し合いながら役割をもって活動します。

チームオレンジの活動内容として、次のようなものが考えられます。

認知症の人の「意思実現」を念頭におき、チームメンバーができることから始めてください。

交流拠点の企画・運営

- ・ 地域で認知症の人や家族など、誰もが気兼ねなく参加できる場を設定
(例:認知症フレンドリーカフェ、本人ミーティング、サロンなど)
- ・ 活動の内容をメンバーで話し合って決定する(例:茶話会、料理、手芸、運動、カラオケなど)
※お茶菓子代などの費用がかかる場合は、事前に説明することが大切です。

認知症の人や家族の思いの傾聴、サポートの実施

- ・ 認知症の人や家族の話し相手、困りごとなどの手伝い
- ・ 認知症の人の見守り・声かけ
- ・ 外出先への付き添い

相談

- ・ 認知症の人やその家族からの相談に、わかる範囲で使えるサービスや相談先などを伝え、区やおとしより相談センターなどの関係・専門機関へつなぐ

学習

- ・ 区の認知症に関する講座などを活用し、認知症の症状や対応方法など最新の情報を得る機会の企画

イベントなどへの参加

- ・ 認知症月間イベントへの参加
- ・ おとしより相談センターが実施するイベントへの参加

情報交換、活動報告

- ・ 認知症に関する最新情報、活動の様子などをチーム内や区・おとしより相談センターなどと共有し、地域づくりに活かす

2 板橋区チームオレンジの3つの基本

板橋区では、チームオレンジとして活動するにあたり、以下の3つをお守りいただくようお願いしています。

認知症サポーターを含む3名以上でチームが組まれていること

なお、リーダー・サブリーダーは認知症サポーターステップアップ講座の受講修了者であること。その他のメンバーは、受講予定者でもかまわない。

「認知症サポーターステップアップ講座」は、認知症の人と接するために必要な知識や対応スキルなどを学ぶことができる、認知症サポーター向けに開催する講座です。

修了された方には、チームオレンジをはじめとした地域の活動へのご参加をお願いしています。

認知症の人の意向を活動に反映していること

認知症の人が参加していないと、チームオレンジとして活動できない（活動として認められない）ということではありません。認知症の人の意見を取り入れながら活動していくことも、チームオレンジの活動として認められています。

また、認知症と診断を受けた人でなくても、MC I（軽度認知障害）の方や、認知症の疑いのある方とともに活動も、チームオレンジに含まれます。

認知症の人と家族の困りごとを継続して支援できること

認知症の人や家族のニーズをもとに支援をすることがチームオレンジの目的です。

無理なく、継続して活動できるような体制づくりをお願いします。

3 チームオレンジのメンバー

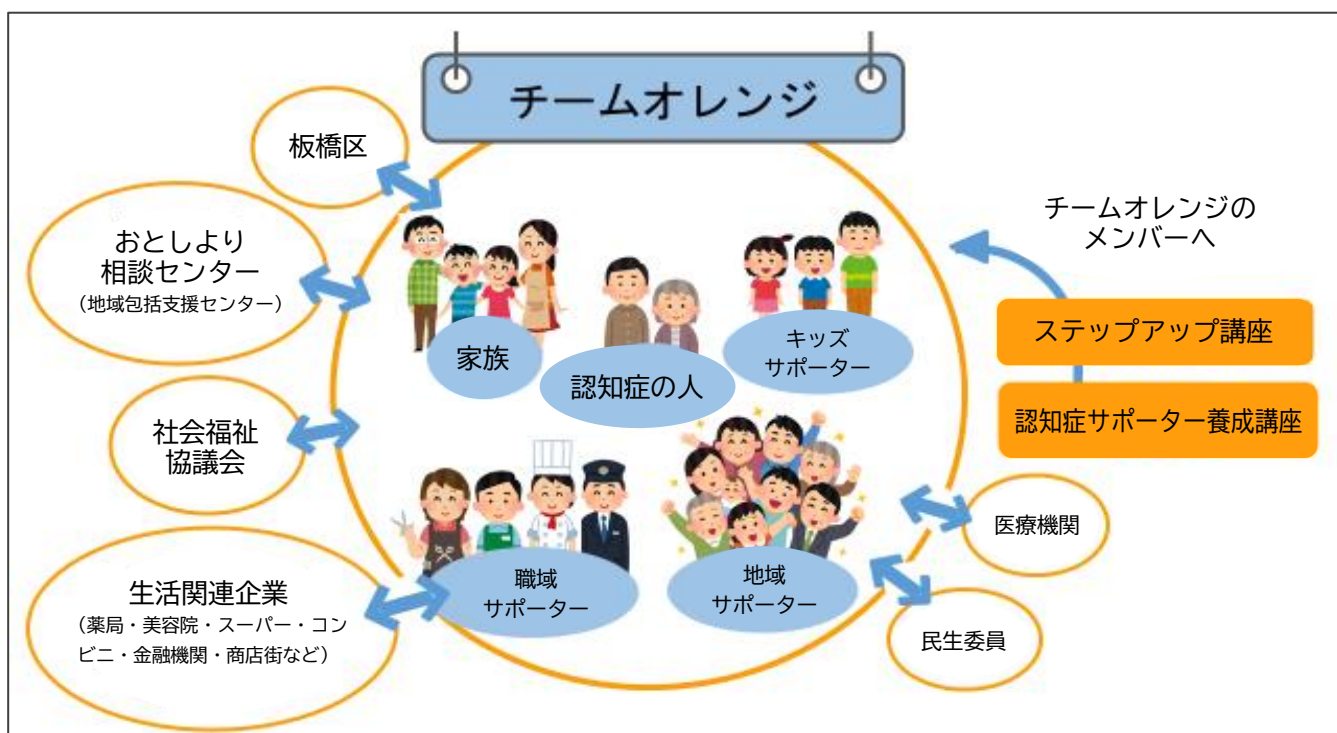
認知症の人とその家族がメンバーの一員として参加することで、地域とのつながりが継続でき、社会参加や、居場所づくりのきっかけになります。

また、認知症の人が、地域で生活していく上で関わりのある幅広い年齢層、各種の職域サポーターがメンバーになることが重要です。

(チームオレンジ 構成メンバーの例)

- リーダー
- サブリーダー
- 認知症の人
- 認知症の人の家族
- 認知症サポーター（地域住民・職域・子ども）など

板橋区チームオレンジのメンバー（イメージ図）



第2章 チームオレンジの運営

1 チームオレンジの運営の主体

板橋区のチームオレンジの運営の主体は、区内に所在地を有し、又は活動の拠点がある団体であれば、形式は問いません。

認知症の人と、その家族や友人などの小さな集まりでも、立派なチームオレンジです。

2 チームオレンジの活動場所・拠点

チームオレンジの活動場所・拠点は、運営する方々の実情に応じて設定することができます。チームを運営している皆さんや、認知症の人やその家族の方なども気軽に立ち寄れる場所がよいでしょう。

また、認知症の人の希望に基づいて外出などの支援を行うチームの場合は、活動場所を設定しないこともできます。

- (例) ・空き家などを活用し交流拠点を設置
- ・既存の認知症フレンドリーカフェ、本人ミーティング、サロンなどの交流拠点を活用
 - ・介護予防のための通いの場に併設
 - ・活動場所は決めず、買い物やお出かけ、散歩などに適宜同行し支援

3 チームオレンジの活動頻度・時間

チームオレンジの活動頻度や時間は、運営する方々の実情に応じて設定することができます。

ただし、認知症の人の症状の変化や、新たな支援や専門機関へのつながりの必要性などについて情報共有をするため、少なくとも月1回以上を目安に活動をお願いしています。

4 チームオレンジの名称（命名）

チームオレンジの名称には、かならず「チームオレンジ」という言葉を入れてください。

5 チームリーダーの選出

チームオレンジの円滑な運営を行うために、チームのリーダーが必要です。

リーダーはチームの代表として、メンバーの名簿の管理や、スケジュール調整などのとりまとめ、関係機関との連携を担います。

また、きめ細かな支援や、負担の分散のため、サブリーダーの選出もお願いしています。

6 その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

認知症の人やその家族、メンバーの個人情報を扱う際は、チームメンバー全員が安心して活動できるよう、個人情報保護法を遵守した対応をしてください。

(2) 緊急時の対応について

活動を始める前に、台風や地震などの災害時に備えて、避難場所の確認をしましょう。

また、緊急時に備え、チームの連絡網の確認などを事前に行いましょう。

緊急時は命や身体の安全を第一に優先し、（あらかじめ本人の同意を得て）警察や消防などの関係機関に連絡をしましょう。

地域貢献の一環として行っている場合は、区社会福祉協議会やいたばし総合ボランティアセンターの窓口で、ボランティア活動保険やボランティア事業用保険に加入することもできます。

第3章 チームオレンジの登録

1 登録制度の概要

板橋区では、区内のチームオレンジの活動状況を把握し、スムーズな支援を行うために、チームオレンジの登録制度を設けています。

希望するチームオレンジは、登録の申請を行うことができます。

登録のメリット

- 区から登録証を交付します。
- 区ホームページや、区の公式SNS、チラシなどにより開催周知を行います。
- 区やおとしより相談センターが活動状況を把握しやすくなることで、他のチームオレンジとの情報共有や、活動を希望する認知症サポーターとのマッチングなどの支援を行います。

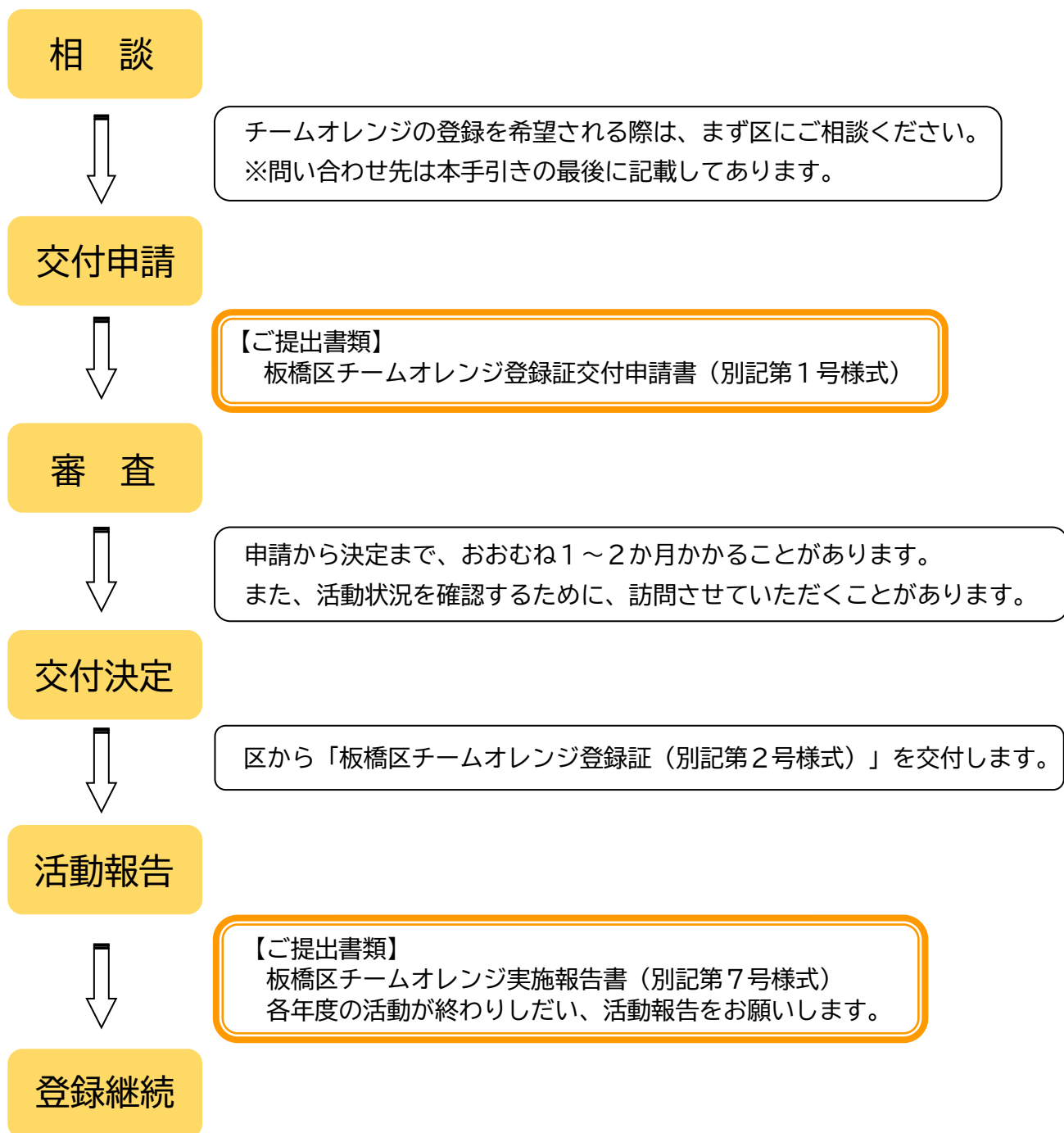
すべてのチームオレンジが、区に登録しなければいけないわけではありません。
参加している本人に認知症との自覚がなく、チームオレンジと名乗りたくない場合など、それぞれのご事情があることは承知しています。

区に登録していないチームオレンジでも、区やおとしより相談センターなどにご相談いただければ、個別に支援させていただきますのでご安心ください。

2 登録の対象について

登録の対象となるチームオレンジは、第1章 ②チームオレンジの3つの基本 を満たし、原則として月1回以上継続的に活動している団体です。

3 登録証交付決定までの流れ



- チームオレンジとして登録を受けようとする団体は、区までご相談ください。
- 「板橋区チームオレンジ登録証交付申請書（別記第1号様式）」をご提出いただき、区がチームオレンジとしての要件を満たしていると認める場合は、「板橋区チームオレンジ登録証」を交付します。登録要件に当てはまらないと認める場合は、「板橋区チームオレンジ登録証交付申請却下通知書」を交付します。
- 活動状況の把握のため、各年度の活動が終わり次第、活動内容の報告が必要です。区に「板橋区チームオレンジ実施報告書（別記第7号様式）」を提出してください。

4 登録内容に変更がある場合

- 開催頻度の変更や、リーダーの交代など、申請した内容に変更が生じる場合は、登録内容の変更の届け出が必要です。
- 区にご相談の上、「板橋区チームオレンジ登録変更・取消申請書（別記第4号様式）」を提出してください。変更の手続きが終了後、区より「板橋区チームオレンジ登録変更通知書」を交付します。

5 登録取消について

- 活動の終了などにより、登録の取消しをしようとするときは、まずは区にご相談ください。区の指示に従って、「板橋区チームオレンジ登録変更・取消申請書（別記第4号様式）」を提出してください。取消しの手続きが終了後、「板橋区チームオレンジ登録取消通知書」を交付します。
なお、年度の途中で活動を終了する場合も、区への「板橋区チームオレンジ実施報告書（別記第7号様式）」の提出が必要となります。活動を行った分を記載の上ご提出ください。
- 登録されたチームオレンジが下記のいずれかに該当するときは、区が登録を取り消すことがあります。
 - （1）登録要件に適合しなくなったとき
 - （2）偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき
 - （3）その他区長が不適当と認めたとき

各種様式

次ページ以降に掲載しています。

申請窓口／お問い合わせ

板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター 認知症施策推進係

《所在地》〒174-0063 板橋区前野町4-16-1

《電話》03-5970-1121

板橋区チームオレンジ事業実施要綱

(令和6年8月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）に規定する共生社会の実現のため、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定。以下「推進大綱」という。）に規定するチームオレンジ事業に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター等養成事業の実施について（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱の3（2）に規定する講座をいう。

(2) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した者をいう。

(3) チームオレンジ

推進大綱に基づき設置される、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人及びその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みをいう。

(事業内容)

第3条 区は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 認知症サポーターステップアップ講座の開催に関する事
- (2) チームオレンジの立ち上げ支援及び相談に対する助言に関する事
- (3) チームオレンジの登録に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事

(認知症サポーターステップアップ講座)

第4条 区は、認知症サポーターがチームオレンジの運営に必要な情報等を学ぶ機会を設けるため、認知症サポーターステップアップ講座を実施する。

- 2 区は、認知症サポーターステップアップ講座を、年度内に1回以上実施する。
- 3 区は、認知症サポーターステップアップ講座を1回以上受講した者を、認知症サポーターステップアップ講座の修了者と認める。

(チームオレンジの役割)

第5条 チームオレンジは、地域において認知症の人及びその家族との共生のための取組として、次の各号のいずれかの事項を実施する。

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の設定
- (2) 認知症の人及びその家族の思いを傾聴し、チームオレンジの参加者の主体性を重視したサポート（見守り活動、出前支援、外出同行支援等）
- (3) 認知症の人及びその家族からの相談に応じた地域包括支援センター等の専門機関との連携
- (4) 認知症の症状及び対応方法等に関する学習の機会創出
- (5) 区又は地域包括支援センターが実施する認知症に関するイベント等への参加・協力
- (6) チームオレンジの参加者及び関係者が定期的に実施する情報交換及び活動報告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、板橋区チームオレンジ事業に関連する取組

(チームオレンジの登録要件)

第6条 登録の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認知症サポーターを含む3名以上でチームが組まれているもので、リーダー及びサブリーダーが認知症サポーターステップアップ講座の修了者であること
- (2) 認知症の人の意向を活動に反映していること
- (3) 認知症の人及びその家族の困りごとを継続して支援できること

(申請)

第7条 チームオレンジの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）

は、板橋区チームオレンジ登録証交付申請書（別記第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

(決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、登録の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、板橋区チームオレンジ登録証（別記第2号様式）を申請団体等に交付する。
- 3 区長は、第1項の規定により申請の却下を決定したときは、板橋区チームオレンジ登録証交付申請却下通知書（別記第3号様式）を申請団体等に交付する。

(変更申請)

第9条 申請団体等は、第7条の規定により申請した内容に変更があるときは、板橋区チームオレンジ登録変更・取消申請書（別記第4号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定により登録内容の変更の届出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは板橋区チームオレンジ登録変更通知書（別記第5号様式）を申請団体等に交付する。

(取消し申請)

第10条 申請団体等が登録の取消しをしようとするときは、板橋区チームオレンジ登録変更・取消申請書（別記第4号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、登録されたチームオレンジが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録要件に適合しなくなったとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき
 - (3) その他区長が不適当と認めたとき
- 3 区長は、第1項の規定による届出があったときは、届出内容を審査のうえ、登録の取消しが適当と認めるときは、板橋区チームオレンジ登録取消通知書（別記第6号様式）を申請団体等に交付する。
- 4 区長は、第2項の規定により登録を取り消すときは、板橋区チームオレンジ登録取消通知書（別記第6号様式）を申請団体等に交付する。

(活動報告)

第11条 申請団体等は、各年度の活動終了後に、板橋区チームオレンジ実施報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 チームオレンジは、チームオレンジの参加者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に収集、利用、管理をしなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

板橋区チームオレンジ登録証交付申請書

申請日 年 月 日

（宛先）板橋区長

リーダー 住所
氏名

板橋区チームオレンジ登録証の交付を受けたいので、次の通り申請します。

チームオレンジの 名称	ふりがな		
リーダー	ふりがな 氏名		
	電話番号		
	E-mail		
サブリーダー	ふりがな 氏名		
	電話番号		
	E-mail		
活動場所 (ある場合)	板橋区 町 丁目 番 号 ※活動拠点がいない場合は活動内容に具体的な内容を記載してください。		
団体・法人の種別	地域住民団体 / ボランティア団体 / NPO法人 / 社会福祉法人 / 医療法人 介護事業所 / 福祉事業所 / 学校 / 民間企業 その他（ ）		
活動頻度・日時	・定期 毎週開催：週 _____ 回 _____ 曜日 毎月開催：第 _____ _____ 曜日 時 間：_____時_____分 ～ _____時_____分 ・不定期 ・その他（ ）		
参加費	なし ・ あり（ _____ 円）		
参加者 (リーダー、サブリーダー、参加予定者含む)	認知症の人 _____人	若年性認知症の人 _____人	認知症の人の 家族・介護者 _____人
	一般区民 _____人	その他（ ） _____人	

※裏面に続きます

おとしより相談センター (地域包括支援センター) との連携	担当	() おとしより相談センター
医療機関との連携	医療機関名	
主な活動内容		
広報（掲載）内容 ※掲載できるものに ○をつけてください	チーム名 / 活動場所 / 活動日時 / 活動内容 / リーダー氏名 / 連絡先 その他 ()	
活動開始日	年 月 日	

※開催内容に変更があったとき、チームオレンジの活動を終了するときは、区への届出が必要です。

同意欄

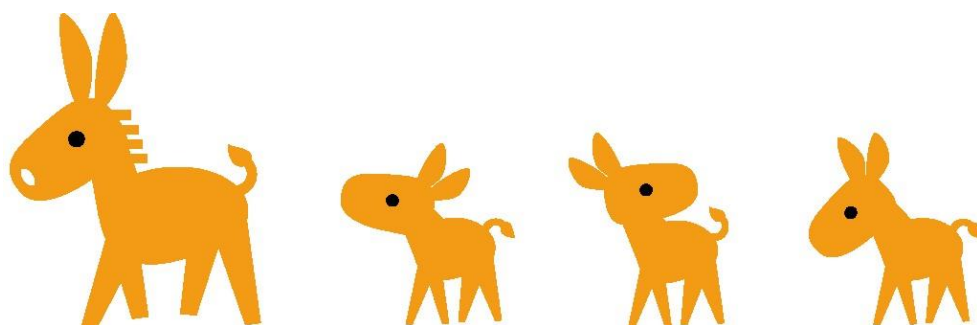
チームオレンジの登録を申請するにあたり、下記事項に同意します。

- ☐ チームオレンジ事業の目的を十分に理解しました。
- ☐ 区が活動状況を把握するための、アンケートへの回答や写真の提供に協力します。
- ☐ 活動中及び活動を終了した後に、活動において知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりせず、秘密を厳守します。
- ☐ 営利、宗教、政治活動、その他事業目的達成に反する行為は行いません。

リーダー署名 _____

板橋区チームオレンジ 登録証

（団体名）様



貴団体は認知症の人及びその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みとしての機能を有しているため板橋区チームオレンジとして登録します

年 月 日

板橋区長

別記第3号様式（第8条関係）

板 橋 区 長
お せ 第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区チームオレンジ登録証交付申請却下通知書

板橋区チームオレンジ登録証交付について、下記とおり却下と決定しましたので通知します。

記

決定日	年 月 日
却下理由等	

板橋区チームオレンジ登録変更・取消申請書

申請日 年 月 日

（宛先）板橋区長

リーダー 住所
氏名

チームオレンジ登録について、以下の通り（ 変更 ・ 取消し ）を届け出ます。
該当する□に、レ印をつけてください。

チームオレンジ名			
		変 更 前	変 更 後
変 更	☐ チーム名 ☐ リーダー ☐ サブリーダー ☐ 開催日時 ☐ その他		
取 消 し	☐ 登録辞退 ☐ 活動終了	差し支えなければ理由をご記載ください。	
変更／取消 年月日		年 月 日	

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

板 橋 区 長
お せ 第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区チームオレンジ登録変更通知書

板橋区チームオレンジ登録について、下記とおり変更を決定しましたので通知します。

記

変更日	年 月 日
変更理由	

別記第 6 号様式（第 1 0 条関係）

板 お せ 第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区チームオレンジ登録取消通知書

板橋区チームオレンジ登録について、下記とおり取消しを決定しましたので通知
します。

記

取消日	年 月 日
取消理由	

別記第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年度チームオレンジ「」実施報告書

年 月 日

（宛先）板橋区長

リーダー 住所
氏名

チームオレンジの活動状況について、次のとおり報告します。

開催場所 (ある場合)	板橋区 町 丁目 番 号 ※活動拠点がいない場合は活動内容に具体的な内容を記載してください。
活動頻度 日時	・ 定期 毎週開催：週 _____ 回 _____ 曜日 毎月開催：第 _____ _____ 曜日 時間： _____ 時 _____ 分 ～ _____ 時 _____ 分 ・ 不定期 ・ その他 ()
参加費	なし ・ あり (円)
主な活動内容	
感想、今後の展望など	

別記第7号様式（第11条関係）

年度チームオレンジ「」実施報告書[illegible]